

令和2年度 第4回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年7月3日（金）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第4回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和2年7月3日（金）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
議案第7号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について
議案第8号 会計年度任用職員関係教育委員会規程の一部改正について
議案第9号 青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について
議案第10号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について
議案第11号 青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部を改正する規則について
議案第12号 青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について
- 6 教育長閉議および閉会宣言

（教育長報告事項）

- 1 青梅市学校事務会計年度任用職員取扱要綱等の廃止について（教育総務課）
- 2 熱中症対策について（教育指導担当）
- 3 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について（文化課）
- 4 青梅市図書館基本計画（原案）（令和3年度～7年度）の意見募集実施結果について（社会教育課）
- 5 諸報告
 - （1）事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - （2）事業等の実施結果について
 - ア 令和2年度学校基本調査結果について（教育総務課）

（協議事項）

- 1 会計年度任用職員関係教育委員会規程等の一部改正について（教育総務課）
- 2 青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について（教育総務課）
- 3 青梅市学校施設個別計画（案）について（教育総務課）
- 4 令和2年度新型コロナウイルス対策就学援助対象者にかかる給食費特別支援金交付要綱の制

定について（学務課）

- 5 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（指導室）
- 6 青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の制定について（指導室）
- 7 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について（社会教育課）
- 8 青梅市文化交流センター地下活動室改修設計・施工業者選定委員会設置要綱の制定について（社会教育課）
- 9 青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部改正について（文化課）
- 10 青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について（文化課）

出席委員	教 育 長	岡 田 芳 典
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳一郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	布 田 信 好
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	渡 部 亀四郎
	社会教育課長	和 田 宏
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	金 丸 智 洋

午後1時30分 開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和2年度第4回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、百合委員を指名いたします。

【委員（百合）】 はい、わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、令和2年6月12日開催の令和2年度第3回定例会の会議録を個別に送付させていただき、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議がないようでございますので、令和2年第3回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思います。どなたかございますか。

【委員（大野）】 私から申し上げることは今日はないんですけども、逆に事務局の各課でコロナ対応でいろいろなさってきたと思うんですが、こういうふうなことで特にこんな対応をしてきた、それについては今現在こうである、または市民とか児童・生徒はそういう状況についてはこうなんだというふうなことで、簡単に、短い時間で結構ですから、委員の皆さんのお話が終わった後にでも少しずつ課長さんたちから教えていただけたらありがたいかなと思います。なぜかという、教育委員としても各課のコロナ対応の状況をよく知っておきたいなと、そういうものです。

以上です。

【教育長（岡田）】 今の点について、部長職の方は市全体のコロナ対策会議はあつて資料などもあるけれども、どうでしょうか。教育委員会に関する、取り扱った内容ということでよろしいんでしょうか。青梅市全体でやってきたとか。

【委員（大野）】 各課でそれぞれかかわったことで、かいつまんで、私たちが全体的なイメージ

がつかめるような感じで。細かいことは結構です。

【教育長（岡田）】 時系列で順を追って、それぞれの職場でのということですね。

【委員（大野）】 それでも結構ですし、エピソード的なお話でも結構です。

【教育長（岡田）】 それでは今考えておいていただいて、ひととおり回った後で、部課長さん順番にお願いします。

【委員（稲葉）】 分散登校から普通登校になって、子どもたちがとっても健気によく頑張っているなと思うんですけど、やっぱりそれぞれ口には言えないストレスがあると思うので、そこのところ。不登校の子が増えてないかなとか、教室の中でちょっと心が不安定で何でもないことに怒りを爆発しているような子どもたちはいないかなというのが気になります。おおむねみんな元気で学校に行けること、とっても楽しんで行っているの、やっぱり学校っていいなと私は思っています。

それから、オンライン授業のところで何か情報がないかなと思って、他市町村の取り扱いなどをネットサーフィンしているんですけども。オンラインで発信するときに、不登校の子は除外するというような市が出てきているので、それは違うなと思っています。青梅市はぜひ、不登校であれ、病欠であれ、全員がオンライン授業が受けられるような発信の仕方を考えていければなと思っています。

それから、先生方がオンラインの授業に、なかなか研修といっても日頃の授業研究プラスそれに入るのはとても大変な思いをされていると思うんですけども、ロイロノートのところを検索してみると、無料でオンラインの授業はこんなだよというのが体験できるのが、7月10日とか29日とか、4時30分くらいからそれぞれ発信しています。無料のサイトがいっぱいあるので、もし先生たちが授業後にお時間があれば、交代でそういう無料のオンライン授業の様子を研究されて、ご自身の糧にしていただければ安心かなと思うんです。そのほかにいろいろな企業から発信されている授業とか、授業の内容とかいっぱいあって、ほぼ無料のところが多いので、そういうサイトを見つけたらまたお知らせしたいなと思っています。

以上です。

【委員（榎本）】 前回、学校訪問で東小・中学校へ行ってきたんですけど、今回の学校訪問はコロナ後初めてということで、どのような対策を学校がとっているか、生徒の様子もその辺を見たりしたわけですが、特に混乱した様子もなかったと思いました。時間があまり長くなかったのでわからなかったんですが、その後に照度検査で2つの小学校に行く機会がありまして、保健の養護の先生から少し話を聞きました。片方の学校はかなり落ち着いていたんですが、もう一つの学校の養護の先生は、机の上に消毒液をたくさん置いて、毎日これをつくって大変だというようなお話をされていました。たぶん情報が統一されていないというか、その先生がわからなかったのかもしれないですけども、そういうところを標準化するようにしていただければ、混乱がなかったかもしれません。通知だけだと、どうしても忘れてしまうこともあると思うので、すぐに見えるホームページのサイトをつくったりして、消毒液のつくり方とか期限とか、そういうのも

載せるようにすればいいのかなというふうに思いました。

それから、学校の方で苦勞している話としては、毎日検温してくることになっているらしいんですが、どうしても忘れてきてしまう子がいたり、必ずマスクをしてこない子がいたり。そういう子に関しては養護の先生がマスクを用意して、その子に洗わせて毎日使わせたりしているということなので、そういう苦勞もわかりました。

以上です。

【委員（百合）】 学校が再開して、給食も始まって、保護者の方はとてもほっとして一息つけたと言っています。子どもたちにも何人か、牛乳の評判を聞いてみたんですけど、小学生から聞いた感想でびっくりしたのが、瓶の牛乳を実際自分で持って飲んだことがない子が、瓶を持ってこういう形で飲むというのはテレビや映画の世界でしか見たことがなくて、実際それを自分ができるのがうれしくて、ちょっとテンションが上がると言っていました。私の世代はずっと瓶だったので、そんな感想を思いついたことなかったんですけど、今の子はそういうことでテンションが上がるんだなと思いました。中学生は、ストローで飲むより思いっきり飲めるので、「あ、牛乳飲んだ！」という気持ちになるそうです。

保護者の方からなんですけど、9月以降の行事のことで、中止というか縮小という話を聞いているんですけど、できるだけ子どもたちの思い出づくりとして、中止ではなく縮小でいいので必ず例年どおりの行事ができるようお願いしたいですという声が幾つかありました。子どもたちにとっても、後れている授業を取り戻すことで先生方も一生懸命やっというんですけど、行事の準備とか練習とかで子どもの気持ちって前向きになったりすると思うので、ぜひ行事の方は例年どおり進めていただきたいと思います。

以上です。

【教育長（岡田）】 今の点については、また校長会等でも室長の方から伝えていただければと思います。

それでは、それぞれの各課長さん、部長さんの方で、一連のコロナウイルス対応でこんなことがあった、あるいはこんなことに苦慮したということ、順番をお願いします。

【教育部長（浜中）】 私としては、教育委員会全体の今回の一連のコロナ対策は各課からいろいろな報告をこれからしていただきますけれども、一つ教訓というか、例の給食センターの陽性者が出てしまった中で、榎本委員さんからもご指摘を受けたんですけども、教育委員会から発信する情報というものが、いわゆる保護者、市民、そういった目線に立っていない。この辺のところは非常に教訓として肝に銘じて今後やっていかなければいけないなということを感じました。教育委員会としては、情報なり何なりが自分たちの中でこなれてしまっているの、これだけ発信すれば言葉の裏にあるものをわかってもらえるだろうというような、一生懸命やっている中で、これはもうわかってもらえると思っ込んで事務的なとか、言葉足らずな情報発信をしてしまったなど、改めてその辺のところを深く感じて反省しているところです。今後、いかなる対策をとっていくのか、いったのか、どんな考えを持って行ったのかというようなことを丁

寧に、保護者の方を初めとする市民の皆様にわかりやすく発信していくことが、教育委員会としての努めであると。その辺のところをまた各担当の課長とも意見を密に交換し合って発信していくように努めていきたいというふう考えております。

【教育総務課長（布田）】 教育総務課の方では、やはり学校施設の改修工事などが心配なところでございます。令和2年度はトイレ改修と特別教室へのエアコン設置を予定しているんですけども、主に土日と夏休みの期間を利用して工事する予定だったのが、夏休みの期間が短縮されてしまった。また、土曜日については学校がやる日も出てきてしまったということで、かなり圧縮された日程の中での工事をせざるを得ないような状況になっております。秋口には終わる予定だったんですが、もうちょっと延びまして、来年の年明けになってしまうかなというところが、今ちょっと心配なところでございます。

【学務課長（榎戸）】 学務課といたしましては、学校内の保健として校内の消毒や手指消毒のアルコールの準備、消耗品、養護の先生方へフェイスシールドを各校10枚ずつ配るなど、コロナに関する消耗品の配布など一律なものをこちらで取り扱う対応をしております。

この後、協議事項でご説明いたしますけれども、4月からの休校期間中の給食費相当額の要綱をつくって、就学援助受給者の方へお支払いするという対応も今現在しているところでございます。

【指導室長（手塚）】 学校への指導なんですけれども、日々変わっていて、社会の状況を見ながら対応しているというのが現状です。子どもたちの実態の方は、この間すべての小・中学校の副校長からヒアリングを実施しまして、おおむね子どもたちは安定しているとはいいつつも、やはり相当我慢をしているというのが実態だというお話でした。給食も前を向いて静かに食べているのが異様な光景だというんですけれども、これも今はやむを得ないだろうという形で、学校の方からも指導を徹底しているところです。

ただし、やはり子どもたちも教員の方も、これが一体いつまで続くのかというところが非常に苦しいところで、私たちの方もこれでやめていいですよとも言い切れず、今はお互いにその現状を維持しつつ、一方で維持できるように、消毒態勢にしても指導態勢にしても変えていく必要性があるということを指導させていただいたところです。

また、百合委員からお話があった、学校行事を予定どおりというのは、本当にそのとおりであろうというふうに思います。子どもたちも、授業のみならずこういうときこそ行事が必要だというふうに思っているんですけれども、我々は授業時数の確保よりも、安全面の確保を第一優先にした上で、それぞれの行事を中止または縮小をお願いしているところです。例えば運動会一つをとってもそうなんですけれども、実施すればそれ相当の保護者の方が多くいらっしゃることは間違いないわけであって、そうすると運動会をやったことで、もしかしたらそこで批判的な声もあるでしょうし、一方でそこでももしかしたら大きな感染が起きてしまうことも十分考えられることから、本年度に限ってはさまざまな点で中止または規模の縮小という形でやっています。

そんな中でも、小学校6年生の移動教室は日光を中止にしましたけれども、できる限りのとこ

ろで御岳方面に二泊三日。中学校3年生の修学旅行も現在実施というふうに考えているところなんですけれども、日々私も京都のホームページを見ておりますと、京都は今ちょうどいわゆる警告を出し始めているところがあって、これも状況を見ていかなければいけないかなという、日々毎日コロナとの闘いが続いているのが現状でございます。

梶井の方から指導室内で一緒にやっているICT関係のことについて説明させていただきます。

【教育指導担当主幹（梶井）】 後ほど資料を、少し時間があれば説明させていただきたいと思っておりますが、パワーポイントの資料を配らせていただいております。これは「新型コロナウイルス感染症第2波への備え」ということで、東京都の方から1,850台のタブレットの貸出がありましたので、こちらについて各家庭に貸与していくというようなものでございます。

なお、先ほど稲葉委員さんからもお話がありましたICTに関しましては、我々としましては学習の補助というところと、それから不登校等への対応というふうにあわせて考えているところでございます。

【学校給食センター所長（渡部）】 先ほど部長からもお話がありましたとおり、学校給食センターから2名のコロナウイルスの感染者が出たということで、委員の皆様方には大変なご心配をおかけしまして申しわけございませんでした。

簡単に経緯をご説明しますと、6月13日午後、陽性者が1名判明したと。その時点で、基本的には保健所等ともお話しはしております、新型コロナウイルス自体が食べ物から感染した事例がないということと、いわゆる一般的な衛生基準を守っているようなものであれば基本的には問題がないということ。コロナウイルス自体は熱、アルコールに弱いということはわかっている。ということで、我々のところでは毎日のようにアルコール消毒と、当然中に入るについては白衣を着たり、マスク、手袋をする等しておりますので、そういう意味ではいわゆる止める必要がないということで、継続して業務の方を行っております。ただし、13日の翌日の14日は休みではあったんですけれども、出てきて消毒作業を行っております。その上で15日に最終指導という形をとっております。

続いて17日の午後、新たに陽性者が1名出ております。こちらは前回13日の濃厚接触者ということで、すでに濃厚接触者と特定をされた者の陽性反応ということになっておりますので、その時点でもう給食センターには出ておりません。あと、17日の陽性者の濃厚接触者については給食センターにはいないということでゼロになりましたので、その時点で給食センター内のコロナウイルスについては一旦とまるという形になりました。ですので、継続的にその後も同様に給食をつくり続けたという形になっております。

ただし、12、13日の2日間かけまして、給食センター職員全員のPCR検査を行いました。その結果としましてはすべて陰性ということで、現在給食センターの方には陽性者はいないという状況で、業務の方を継続しております。

続いて、6・7月の給食の関係でございますけれども、中学生については6月8日から給食を開始しております。小学生については翌週の15日からという形で給食を開始しました。6月に

については簡易給食という形をとらせていただきまして、基本的には主食と主菜と飲み物、この3品という形でとらせていただいております。パン等については個別のビニール包装したものという形なるべく配膳に時間がかからないようなものということで行ってございましたけれども、やはり保護者の方からいろいろなご意見をいただいておりますので、今後は第2波等が起こった場合には、そういうものも活かしていきたいと考えております。

7月については、それプラス1品増やしておりますので、どちらかというともう普通の給食に戻りつつある。ご飯の回数についても、6月についてはパンが多かったんですが、7月については基本的には週4回ご飯という形をとっておりますので、通常の給食に戻りつつあるという形で今対応しております。

【社会教育課長（和田）】 社会教育課では、まず中央図書館および分館につきましては、6月9日から実際に図書館において貸出を開始しているところです。当初、中央図書館については30分以内、分館については15分以内ということで制限をかけておりましたが、6月22日からは中央図書館につきましては1時間になり、分館につきましては30分になりということで貸出をしております。

ただ、やっぱり長時間いただくわけにはいきませんので、まだ自習室等につきましては使えない状況でございます。

おはなし会と読み聞かせにつきましても、やはり3密になる可能性もありますので、現在は実施をしておりません。

続きまして、放課後子どもクラブにつきましても、現在各学校と調整をとっているところがございますけれども、これにつきましてもコーディネーター、サポーターの体制ですとか、コロナの状況によりまして7月はまだ実施をしない状況でございます。実施時期につきましてもまだ未定というような状況でございます。

文化交流センターにつきましては、各団体、個人への貸出を6月20日から開始をしているところですが、3密にならないように、コロナが拡大しないようなことをちゃんと実施しているか確認した上で、貸出をしているところがございます。

【文化課長（北村）】 文化課の所管施設の対応状況につきましては、まず郷土博物館では前回の教育委員会の方でも企画展のチラシを配布させていただきましたけれども、6月2日から再開をしております。現在大体1日当たりで10名程度、土日ですと40名から50名程度の来館があります。マスクの着用や咳エチケットの徹底について注意喚起を行っておりますけれども、土日の様子を見ますと、マスクをつけていない方も1～2名程度見られるかなというところで、マスクについての着用や対応をお願いしております。そのほか、入場者数の制限についても事前にお断りしておりますけれども、今のところ入場制限を行うほどの状況に至ったことはございません。そのほか、休憩スペースの閉鎖や出入口の開放等を行っております。そういった中で、どうしても博物館の場所はお存じのとおり自然豊かな場所にありますので、鳥やその他の生き物が入ってくるというような、ちょっとエピソード的な部分がありますけれども、そういった状況の

中で対応しております。

そのほか、団体見学について、小学校3年生の社会科見学の対応も含めて、今のところ見送りをしておりますけれども、2学期以降については改めて検討してまいりたいと思っております。

次に美術館については、現在臨時休館中でございます。ただ、今後の再開に向けてということで、他の公立美術館、具体的には川越市立美術館等の開館状況などを視察してまいりまして、今後再開に向けた準備を進めていくところでございます。

【美術担当主幹（田島）】 今課長が言われたとおりです。来週、上野の美術館に何回か行く予定になっております。基本的には、受付から入場のところということです。

内部的なことという、ここ3か月休館になっておりますので、その間の清掃員を開館時に回して、通常清掃は午前中だけなんですけれども、午後消毒作業のために清掃要員を確保するべく、業者さんと日程の調整をして組み替え等を行っております。

それから、受付は大体どこでも、市役所全体もそうですけど、カウンター周りにシールドをしていますけれども、美術館の場合は印象とか見てくれの問題が非常に大きいので、そのあたりも含めて、アクリル板なのか、ビニールシートなのか、どういうものを設置すればいいのかということで、そのあたりも建築の方と話をしているところでございます。

【教育長（岡田）】 最後に私からになります。振り返りますと、3月2日からの、まだ国内での感染拡大の可能性があった時期の初期に、全国の小中学校、高等学校、大学も含めて一斉休業ということで、戸惑いがありました。何で卒業式をしないのか、できそうだなというのがありましたけれども。その矢先に、たまたま青梅でも学校司書の関係者の人から陽性反応が出て、結果として中学校2校の卒業式が繰り延べになったということがありました。新型コロナウイルスという目に見えないウイルスというのは怖いというのが、まず初期でした。その後、4月、5月と休校が続きました。そうした中で、青梅でもいろいろな出来事がありましたことは、今部課長の方からお話があったというふうにとっております。

例年ですと通常できていたことができていないということで、昨日私と室長で、今年度青梅の中で昇任された校長先生の学校も行けてなかったので、河辺小学校、友田小学校、異動のありました第四小学校と回っております。また、緊急事態宣言中には、霞台小学校、第三中学校また新たに青梅に着任されました第三小学校を回りました。あと来週、残っている中学校3校を回って、新しい校長先生が赴任された学校はひととおり回ってこれるかなと思っております。4月、5月のできごと、通常であれば夏休みも間近な7月になっているというけど、本当にこの3か月間というのが、時間的には大きな空白が生じたんだということを改めて感じた次第であります。

1 青梅市学校事務会計年度任用職員取扱要綱等の廃止について(教育総務課)

【教育長（岡田）】 それでは続きまして、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1、青梅市学校事務会計年度任用職員取扱要綱等の廃止について、を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、報告資料1をご覧ください。青梅市学校事務会計年度任用職員取扱要綱等の廃止について、ご説明いたします。

まず、1の廃止の理由ですが、令和2年4月1日から臨時職員や嘱託職員が会計年度任用職員と制度が変わったことに伴いまして、新年度にあわせ学校事務やスクールサポートスタッフなどの要綱を制定、改正等を行ったところでございますが、市長部局の方でこれら会計年度任用職員全体をカバーするような要綱を制定したことで、教育委員会に所管される要綱を2本廃止しようとするものでございます。

2の廃止する要綱ですが、青梅市学校事務会計年度任用職員取扱要綱と、青梅市文化交流センター会計年度任用職員取扱要綱になりますが、この学校事務や文化交流センターの会計年度任用職員がいなくなるわけではなく、また対応等が変更するというものでもございません。下の参考にあります青梅市会計年度任用職員取扱要綱という要綱が制定されまして、その中で学校事務や文化交流センター管理の会計年度任用職員の処遇等が読み取れることから、単独でそれら立ち上げた2本の要綱が不要になったということでございます。

3の廃止時期ですが、6月23日とするものでございます。今申し上げました職員課が制定した要綱が6月23日から実施となったことに伴いまして、同時にその効力が開始されたので、その日に廃止をしようとするものでございます。

説明は以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

2 熱中症対策について(教育指導担当)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項2、熱中症対策について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、報告事項2としまして、熱中症対策について報告をさせていただきます。

昨年度、6月の上旬ですけれども、本市内の小学校におきましては、体育の授業後に熱中症の疑いで児童が体調不良を訴え、搬送されるということがございました。そういったこととして、今回のコロナウイルス感染症を予防するためにマスクを皆つけておりますので、そういったところで、東京都から通知がかなりたくさんきております。そういった中で、各学校の方には昨年度のことを教訓としまして、体育の授業でありますとか、通常の登下校も含めてしっかり対策をとるように周知をしているところでございます。特に今年度、感染症に伴うマスクの使用もございますので、熱中症の心配があるということで、ガイドラインの方にも改めて熱中症の防止についてということで載せさせていただき、それを校長会の方でも周知したところでございます。

保護者の方から1件、体育の授業をご覧になっている方から教育委員会の方には、少し心配であるというようなご相談のお手紙をいただきまして、その学校にはそういった情報提供をし、改

めて対応について考えていただくというような指導もしているところでございます。

今日たまたまこのタイミングなんですけれども、昨日一人中学生の方で、熱中症の疑いということで救急搬送されたということがございました。こちらは特に重篤な状況でもなく、無事に帰宅をされたという報告を受けておりますが、引き続き教育委員会としては熱中症対策と感染症防止も含めてしっかり指導してまいります。

報告は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

今日のような天候ですとそういう心配もないんですが、昨日午後は直射日光の日差しがすごく強かったですよね。私も外に出たときクラクラとするような。直射日光が出ているときは気をつけないといけないと思います。各学校とも乾湿計で徹底はしていると思いますけれども、必ず体育館とかそういうものを置いて、目に見えるところに計測機があるといいと思いますので、そういう徹底をまたガイドラインを通じてやってもらいたいと思います。

【委員（稲葉）】 マスクをしていますので、熱中症以外にも呼吸が浅くなって、この間のフェイスブックの投稿なんですけど、かかるとか痛くなったりとかしているような子が増えているよということがありました。横隔膜がしっかり動いていないので、そういうところから体にいろいろな支障が出ているよという医師のコメントが出ていました。やっぱりマスクをするというのは、熱中症以外のところにもいろいろな症状が出るということを先生方が承知しておいていただいて、マスクしながら深呼吸というのにも必要なかなと思いました。

以上、情報まで。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

3 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について(文化課)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項3、青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、報告資料3の令和2年度青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果をご覧いただきたいと存じます。

初めに、事業内容についてご説明をさせていただきます。資料の中段、1の事業の目的ですが、市内で自主的な文化芸術活動を行う団体に対し、本市における文化芸術の創造、発信および交流を通じた文化の香り高い創造的なまちづくりに寄与すること、としております。

次に、2の補助対象事業ですが、(1)文化芸術活動を通じた集客・交流の促進、人材育成、子どもたちが参加する文化芸術活動等、地域活性化やアートによるまちづくりに寄与すること。(2)原則として、事業が青梅市の区域内で開催され、広く市民に公開されること。(3)非営利であること。(4)政治または宗教活動とかかわりのないこと、としております。

次に、3の補助率等ですが、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内において1団体

につき50万円を限度に交付するとしております。

本年度は4月に教育委員会のホームページや広報おうめへの掲載のほか、青梅市行政メールや公式ツイッターを通して周知いたしました。

応募団体につきましては、上段の表に記載のとおり、2団体からの申請がございました。

応募団体の審査につきましては、当該要綱第4項の規定によりまして、選定委員会を開催しておりますが、今回は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、書面会議にて各委員からの意見を頂戴し、2団体に対し補助金を交付することといたしました。

なお、本年度の予算額100万円に対しまして、今回の交付額は47万1,000円という額のため、前年度と同様、今後追加募集を行う予定でございます。

説明は以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、2団体ということで、まだ予算もあるのでさらに追加募集をしていくということでご理解いただきたいと思います。

4 青梅市図書館基本計画(原案)(令和3年度～7年度)の意見募集結果について(社会教育課)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項4、青梅市図書館基本計画（原案）（令和3年度～7年度）の意見募集結果について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、青梅市図書館基本計画に対する意見募集の実施結果について、報告資料にもとづいて説明いたします。

その前に、まずこれまでの経過について説明をいたします。

令和元年度の7月、11月、3月に開催しました図書館運営協議会にて、協議会の委員の皆様から意見をいただき、この計画の原案を作成いたしました。そこでまとまった原案を市民に公表し、意見を募集いたしました。

周知方法につきましては、令和2年4月15日号の広報おうめへの掲載、および青梅市のホームページ、図書館ホームページで公表いたしました。

意見募集期間が3月13日の教育委員会で4月15日から4月28日までの14日間と当初ご説明をいたしましたが、コロナウイルスの感染拡大のため緊急事態宣言があり、市民の外出自粛等もあったため、意見募集を5月12日まで2週間延長いたしました。

閲覧場所としましては、やはり窓口を閉鎖等してございましたので、青梅市ホームページ、図書館ホームページ、冊子と意見要旨を社会教育課、市役所2階行政コーナー窓口に配置いたしまして、募集をいたしました。

続きまして、報告資料4をご覧ください。その結果がこちらの表で記載されております。

意見募集結果としましては、2名の方から4件のご意見をいただきました。そのうち、No.1と

No.3、No.4につきましては、図書館基本計画の記載内および現在行っている業務内で対応可能なため、特に修正は行わない予定でございます。真ん中のNo.2のご意見につきましては、図書館基本計画の修正を行う予定でございます。内容につきましては、右側の回答案のとおりでございます。

説明は以上となります。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

この2番のところは若干表現を修正する形でしょうか。

【社会教育課長（和田）】 表現を少し変更した程度の修正となっております。

【教育長（岡田）】 これは、これまで過去にずっとこういう表現できたのを、今回指摘を受けて初めて直すということになるのでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 今回初めてとなります。この説明は図書館の運営協議会会長の沖川先生がつくっておきまして、沖川先生とお話をして調整をとりまして、このような表現にさせていただいております。

【教育長（岡田）】 沖川会長と打ち合わせされたということですね。今月下旬に図書館運営協議会があるけれども、そのときにもう一度その中で話し合うとか、そういう方向はなくて、もうこれで決まりなのか、また図書館運営協議会での話し合いとか、その辺はどうなっていくんでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 報告事項といたしまして、7月末の運営協議会においてご説明をさせていただきます予定でございます。

【教育長（岡田）】 会長が沖川先生だから、ちょうど説明してもらえるとということですね。教育委員さん、この4つの意見、市の回答も含めて何かご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

5 諸報告

(1) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課)

(2) 事業等の実施結果について

ア 令和2年度学校基本調査結果について(教育総務課)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 私も今まで何度も同じような表を見ながら、あまり問題意識を持ってこなかったんですけど、今回、学校基本調査結果の報告の中に、外国人子弟、その中でも日本語教育を必要とする子どもの数とか、そういうものも入れておくと、いろいろな教育施策を考えていくときに忘れられないんじゃないかなと思うんですけど、いかがなものなんでしょう。学校基本調査の

中で項目としてありますよね。どうですか。

【教育長（岡田）】 そもそも国からきている5月1日付の学校統計調査の中に、国籍の欄とか、あるいは語学的にということを書いてあるかですが、事務局、お願いします。

【事務局（金丸）】 学校基本調査においては、外国人児童・生徒数という項目が存在しますが、それは学年でまとめた、いわゆる学校で何人という集計結果になっておりまして、日本語教育を必要としているか、どういう状況にあるかという項目は調査項目にはございません。

【教育長（岡田）】 日本国中の一つのデータになっていくところで、それは独自でやる必要があるかもしれませんね。

【委員（大野）】 もしよかったら、帰国子女の数の右側にでも。帰国子女ときたら、外国人児童・生徒が入ってもいいんじゃないか。学年ごとでなくてもいいから。どのくらいそういう子どもたちがいるかということだけでも。

【教育長（岡田）】 帰国子女という表現では、日本人で海外に行っていて戻ってきたと。逆に外国から日本の学校に来て、たまたま青梅に在住ということで、日本語がどの程度会話ができるのか読み書きができるのかも含めて何人かというのは個別のことですから。学務課の方で転入のときに転入届の中でいろいろ確認しますので、そういったものをストックしておいて、年間まとめて、個人名は伏せてどここの国籍の方が日本に來られて入ったときに言葉の問題ですぐに入学できなかったとか、少し日本語会話に行ったとか。過去のことはなかなか難しいですけど、今年度以降これからチェックしていくというような方法は可能かと思うんです。そういうのをつくっていくというのでもよろしいでしょうか。

【委員（大野）】 もちろん何らかの形で出していただければいいと思うけれど、せっかく学校基本調査結果を毎年当然調べて出すわけなので、例えば日本語指導が必要かどうかということは調べてなければそれはそれで構わないから、それから学年ごとでなくてもいいから、学校ごとに出してもらったならば、学校ごとの一覧でこの右側のところに入るんじゃないの。入れてもらって出すだけでも。ほかに教育長がおっしゃったような、もっときちんとしたものは、また別の機会でもやってもらったらいと思うけれども。こうやって入れておくと、私たちの意識の中から外国人の子弟がどのくらいいるんですよという問題意識が忘れられないということです。

【教育長（岡田）】 今の点について、教育総務課長。

【教育総務課長（布田）】 ただいまのご意見を踏まえまして、関係部署と調整しまして、表にできるようにしたいと思います。よろしくをお願いします。

【教育長（岡田）】 作成していくということで、よろしくをお願いします。

【委員（榎本）】 卒業生の進路を見ていて、総合高校がけっこう減っているなというふうに見えるんですけど、これは人気落ちたのか、それとも総合高校自体が難しくなっているのか、わかれば参考までに教えていただければと思います。

【指導室長（手塚）】 どういう形でそうなっているのか、ちょっとまだ把握できていないところがあります。中学校の校長の方に口頭で、進路指導の一環として、子どもたちがどういう形でこ

うなったのかはわかりませんが、少し情報を収集していきたいというふうに思います。

【教育長（岡田）】 私がある中学校の校長先生とお話しした中では、大学進学とか次のステップを目指す上では普通科の方が、15で決めるよりも18までということによいので、総合高校よりも普通科に進路を勧めるというお話は聞いたことがあります。東京都で見ていると、今年なんか特に工業系の学科はかなり定員割れしているところが見受けられました。50%以上の方が大学進学するとなると、とりあえず高校進学は普通科を目指して、その後の大学あるいは専門学校に行くにしても、幅広い中で普通科を勧める傾向が強まっているのかなというのが個人的な印象です。ある校長先生と話したときには、そういう印象を持っています。

ほかにございますか。よろしいですか。

教育長報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 会計年度任用職員関係教育委員会規程等の一部改正について(教育総務課)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。会計年度任用職員関係教育委員会規程等の一部改正についてを説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、協議資料1をご覧ください。会計年度任用職員関係教育委員会規程の一部改正について、ご説明いたします。

まず1の改正の理由ですが、先ほど報告事項1でも申し上げましたが、臨時職員から身分が変わった会計年度任用職員について、市長部局との整合性を図るため、関係規程を改正しようとするものでございます。

2の改正する規程および改正の内容ですが、改正する規程等は記載のとおり、規程2件、要綱1件、計3件となります。

改正の内容につきましては、2枚おめくりいただきますと新旧対照表がございますので、そちらの方をご覧ください。

まず最初の新旧対照表は、青梅市教育委員会事案決定規程の改正にかかる表でございます。市長部局にも同様の規程がありまして、会計年度任用職員の任命にかかる決裁権者を市長部局では部長から市長に改正したことに伴いまして、教育委員会においても部長から教育長に改正するものでございます。

裏面にまいりますと、こちらには青梅市立学校事案決定規程になりますが、年度替わりに改正をした際に、臨時教職員を「会計年度任用職員」と改正しましたが、学校には青梅市と東京都の会計年度任用職員が存在しますことから、東京都に該当する箇所を「東京都会計年度任用職員」と明確化しようとするものでございます。

最後になりますが、次のページの青梅市青少年専門相談員取扱要綱ですが、題名がこれまで「設置要綱」でしたが、市長部局の会計年度任用職員にかかる要綱をすべて題名を「取扱要綱」に統

一いたしますことから、この要綱にいたしましても「設置要綱」から「取扱要綱」に改正をしようとするものでございます。

なお、これら3本の規程等についての施行期日等は、令和2年7月15日としようとするものでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、会計年度任用職員関係教育委員会規程等の一部改正について、は承認されました。

2 青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について(教育総務課)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、協議資料2をご覧ください。青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について、ご説明いたします。

まず1の改正の理由ですが、市長部局に存在する青梅市職員被服貸与規程を改正することにあわせまして、教育委員会規程も改正しようとするものでございます。

2の改正の内容ですが、貸与品の名称や種類を整理しようとするものでございます。資料の3枚目に新旧対照表がございますので、そちらをご覧ください。

まず表1の一番上、「冬事務服」を「事務服」に、中段あたりになりますが、「長ぐつ」を「長靴」と漢字に改正いたします。

裏面にまいりまして、「作業服」を「作業上衣」と「作業ズボン」に分けるなど、職員課の方で品目の名称等を変更したことに対しまして、教育委員会でもあわせて改正をしようとするものでございます。

施行期日につきましては、令和2年7月15日から施行し、6月1日から適用しようとするものでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（稲葉）】 名称変更だけで、こういうものが配布されるというところなんですけど、それぞれ従事する方たちから、もっとほかに、これ必要だねという意見とか要望とかは聞かれている

のかなとちょっと思うんです。仕事の内容だって社会の流れによって変わってきていると思うので。どんなものでしょうか。

【教育総務課長（布田）】 さまざまな作業をする方がいらっしやいまして、事務職でも外に出る方がいらっしやったりすると、作業服が欲しいというような声も聞かれることは聞かれますが、なかなかこの規程の中での支給ということになりまして、どうしても必要な場合には個人で勝手にというような状況もあろうかと思えます。

【教育長（岡田）】 事業場安全衛生委員会とか、あとは労使交渉などでも、特に現業職場の労使交渉なんかでは、現場の人たちの意見を酌み取っていますね。教育部長さんは経験ありますね。

【教育部長（浜中）】 ただいま教育長がおっしゃられたとおり、さまざま事情が変わってきておりますので、そういう中で適宜、今は事業場安全衛生委員会というものも設置されておられますので、そういう中での要望事項等を通じて改変がなされる。教育総務課長が言ったとおり、すぐパッと変わるということはないんですけれども、ただそういう交渉をして順次その時宜に合ったものに変えていっているという実態は確かにございます。

【教育長（岡田）】 私の記憶にあるのは、今「冬事務服」という記載がありましたけど、我々が入った40年ぐらいは、夏は夏の事務服ということで開襟シャツを2枚、2年ごとに貸与されたという時代もありました中で、徐々に個人の方で用意するようになっていきますね。

よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について、は承認されました。

3 青梅市学校施設個別計画(案)について(教育総務課)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市学校施設個別計画（案）について を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、青梅市学校施設個別計画（案）について、ご説明いたします。

計画書の1ページ目をご覧くださいと思います。

こちらには、この計画を作成する背景と目的を記載してございます。主な背景といたしましては、少子高齢化による学校規模の見直しの必要性や、施設の老朽化対策の必要性などを挙げております。目的につきましては、学校規模の適正化と施設の維持管理費の平準化を図り、教育環境向上と安全で安心できる学校施設を目指すものでございます。

次に、2ページ目の下段、計画期間につきましては、令和2年度から令和41年度までの40年間といたします。計画の見直しにつきましては、最初の見直しを令和7年度とし、以後は5年

ごとに実施いたします。

次に、3ページの上段、対象施設につきましては、東小・中学校を除く26校であります。

次に、市の現状と学校施設の現状についてであります。ここでは、青梅市の将来人口が減少するとともに、施設の老朽化が進みまして、さまざまな対応が必要となってくるということを記載してございます。表1につきましては、年少人口が減少する一方で高齢人口が増加することをあらわしております。

次に、4ページ目をご覧ください。学校施設の実態といたしまして、小・中学校の築年度、児童数、クラス数などを掲載してございます。学校施設は青梅市の公共施設の床面積の46.5%を占めております。

次に、5ページ目の中段をご覧ください。ここでは、児童・生徒数および学級数の推移を掲載しております。小学生は昭和57年、中学生は昭和62年をピークに減少しておりまして、今から4年後の令和6年度には児童・生徒ともに今年度と比べ7%のマイナスとなる見込みとなっております。児童・生徒数の減少に伴いまして、学級数も減少いたしております。

6ページには児童・生徒、学級数の推移について、7ページには学校の配置状況と通学区域図を掲載してございます。

次に、8ページをご覧ください。こちらには、平成22年度から令和元年度までの学校施設の施設関連経費について記載してございます。10年間の平均で年間約11.6億円となっております。

次に、10ページのオ 学校施設の保有状況についてであります。ここでは学校施設の建設面積を年度ごとにグラフであらわしております。令和2年現在、建築年数が30年以上の建物は約80%を占めております。

次に、11ページをご覧ください。ここでは学校施設の老朽化状況を記載してございます。学校施設の老朽化調査を平成30年に実施しておりまして、評価は4段階、A B C Dで判定しております。

次に、14ページの3 学校施設の目指すべき姿をご覧ください。学校施設の目指すべき姿として、5点を掲げたところでありまして、安全性、快適性、地域の拠点化、環境への配慮、学校規模の適正化の5点でございます。内容については記載のとおりとなっております。

次に、15ページをご覧ください。ここでは、学校施設の基本的な方針を掲載しております。保護者や地域住民の理解を得ながら、学校施設の老朽化対策を図りつつ、学校規模の適正化を進めてまいります。

次に、17ページの(2) 学校施設整備方法の検討をご覧ください。学校施設の老朽化対策や建替え時期等の整備方法として、4つの方法について検討いたしました。

まず1つ目、ア 市内26校を築60年で建替える整備方法(従来型)につきましては、小・中学校26校の校舎等を今後築60年で建替える試算を行ったところ、40年間の総額が926億円となる見込みであります。年平均コストは23.1億円と見込まれまして、過去10

年間の年平均11.6億円と比較すると、約2倍となってしまいます。そのため、この方法では青梅市の年平均コストを大きく上回ってしまい、コストの平準化が難しい状況となっております。また、建替え後原則60年間使用することとなりますことから、児童・生徒数の減少により学校規模の適正化が図られない可能性があり、この整備方法は青梅市では困難でございます。

次に、18ページをご覧ください。2つ目の検討、長寿命化改修による整備方法でございます。文部科学省は築40年で長寿命化改修工事を実施し、約80年で建替えることを推奨しております。しかし青梅市では、現在築40年以上の学校施設が21校ありまして、短期間に長寿命化改修工事を実施しなければならないため、予算の平準化を図ることが困難でございます。また、長寿命化改修工事後40年間使用することは、児童・生徒の減少により学校規模の適正化が図られない可能性があるため、長寿命化改修工事は青梅市では困難な状況でございます。

次に、19ページをご覧ください。3つ目の検討は、老朽化対策後に建替える整備方法（更新型）であります。現在の26校を長期的に継続していくための整備を、老朽化調査結果の評価の低い学校と、建築後の年数が経過している学校から老朽化対策を実施いたします。老朽化対策後は、築65年から70年まで使用できるようにし、その後建替えます。建替え時は26校を児童・生徒数の減少にあわせまして、既存校舎の床面積を減少いたします。利点といたしましては、築60年で建替える従来型の改修方法と比べて、約128億円が減額できると予想しております。しかし、更新がなければ今後40年間の平均で約20億円の経費が必要になると見込まれております。そのため、この整備方法では、今後児童・生徒数の減少による学校規模の適正化を図ることが困難な上、現在の財政状況では整備に要する費用不足のため困難であると考えているところでございます。

次に、20ページをご覧ください。4つ目の検討は、適正な学校施設数の見直しによる整備方法であります。今後、少子高齢化により既存の学校施設を維持し続けることは困難でございます。そこで、学校の適正化の基準として、小学校の適正規模を30人×12～24学級、中学校の適正規模を30人×9～18学級と想定いたしますと、本計画の最終年である令和41年には21校から11校程度が適正な学校数となります。しかし、学校施設の建替え後に短期間のうちに適正規模の基準以下や基準以上とならないように、学級数の中間値をとりまして、小学校の適正規模を30人×18学級、中学校の適正規模を30人×13学級と想定いたします。この想定をもとにした場合、本計画の最終年である令和41年には、14校程度が適正な学校数となります。この学校数はあくまで児童・生徒数を適正規模と想定した人数で算出した数字でありまして、地域の特性や事情などは考慮しておりません。小・中学校14校と想定した整備方法の経費を計算いたしますと、従来型より40年間で約238億円の経費の節減が見込まれるところでございます。この方法でも40年間の年平均で17.2億円の経費が必要になると見込まれますが、従来型や更新型と比較すると、経費の縮減が図られております。

次に、22ページの中段をご覧ください。これら4つの検討結果として、今後の施設整備についてはエの「適正な学校施設数の見直しによる整備方法」が適していると結論づけたところでご

ございます。青梅市の児童・生徒数は今後減少が見込まれます。今後の児童・生徒数、学級数を考慮すると、学校を統合して適正な学級数を維持し、教育環境の向上を図る必要がございます。この方法が市の財政状況にも見合った整備方法であると結論づけたところでございます。

次に、24ページの上段をご覧ください。校舎等を建替えた後の長寿命化改修計画につきましては、今後建替える学校は築20年目に老朽化対策を実施します。また、築40年目には学校施設が築80年目まで使用できるよう、長寿命化改修を実施いたします。さらに、築60年目に老朽化対策を実施し、築80年目で建替えを実施いたします。

次に、同ページの下段をご覧ください。学校プールにおける基本的な方針につきましては、校舎同様小・中学校のプールにつきましても老朽化が進んでおります。昨年度はモデル校として第七中学校の水泳授業に民間プールを活用し実施いたしました。今後も費用対効果を勘案しながら、民間プール活用を拡充してまいります。また、民間プールの活用のほか、近隣校とのプールの共有化や市営プールの活用等も検討いたします。

次に、25ページをご覧ください。学校施設改修計画および新たな学校づくりにつきましては、改修計画を第1期、第2期と分けまして、それぞれ26ページから28ページに記載しておりますとおりに実施したいと考えております。

また、今後の新たな学校づくりにつきましては、統合や複合化を実施する時期にあわせ、検討委員会を設置して、各小・中学校のあり方について検討いたします。その検討結果をもとに、各学校の建替え時期に至るまでに、各地区の保護者、地域住民等と協議し、理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、28ページの中段をご覧ください。コストの見直しおよび効果についてですが、検討の結果、40年間に必要となる維持管理経費は688億円（年間17.2億円）となりますが、従来型と比較いたしますと238億円（27.7%）の削減となります。過去10年間の施設関連経費の年平均11.6億円と比較すると、5.6億円の不足が生じますが、国や東京都の補助金を活用しながら、学校規模の適正化および工事手法等により市の負担の軽減を図ってまいります。

次に、29ページの上段には、教育環境の効果について記載してございます。教育環境の改善と安全・安心を確保するための老朽化対策を実施することによりまして、児童・生徒が快適に安心して過ごせる教育環境を整備してまいります。また、学校数の見直しによる学校規模の適正化により、児童・生徒のための「よりよい学校環境の実現」が可能になると考えているところでございます。

最後になりますが、29ページの中段をご覧ください。学校施設個別計画の継続的運用方法につきましては、情報基盤の整備と活用、推進体制の整備、フォローアップを行いながら、適切な運営に努めてまいります。

大変雑駁ではございますが、以上で青梅市学校施設個別計画（案）についての説明を終わります。

よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

【教育長(岡田)】 事務局にもう一回確認しますけれども、今日この案をご協議いただいた上で、今後個別計画は教育委員会以外の議会等にはどういうふうについて説明していく予定ですか。

【教育総務課長(布田)】 今日、教育委員会の方でご協議いただいた後、議会の方と相談させていただきたいと思っております。場合によりますと、9月議会の福祉文教委員会の方にかけて、またこれも場合によりますと、12月議会の全員協議会で報告させていただくような手順になるかと今考えているところでございます。また、9月議会の後、パブリック・コメントを実施いたしまして、市民の皆様の声を取り入れながら策定していきたいと考えております。

【教育長(岡田)】 いずれにしても、まずこの個別計画(案)を議会に説明するのは9月議会ということですね。ということは、教育委員会としては今日でなくても、次回が教科書採択なのでその次の8月下旬の教育委員会のときに決定すれば、時間的には間に合いますかね。

【教育総務課長(布田)】 今教育長がおっしゃったとおり、本日結論を出していただかなくても次回の教育委員会のときに、もし何かご意見がございましたら言っていただければ反映できるものと考えております。

【教育長(岡田)】 非常に膨大な内容と、かなり国の文部科学省のプログラムに沿って入力することができる数字なんですね。じゃ、具体的にどこの小学校とどこの小学校を統廃合するかというのは、なかなか難しい問題があるので載っておりません。そういう点を踏まえまして、気づいた点は事務局の方に質問をしていただいた上で、次は教科書採択だけですので8月2回目の教育委員会で質疑の上決定いただくという形で、今日はお持ち帰りいただくことでいかがでしょうか。将来に向けての大きなことになってまいりますので、事務局の方もそういうことでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 では、協議事項3についてはそのように取り扱いさせていただきたいと思っております。

4 令和2年度新型コロナウイルス対策就学援助対象者にかかる給食費特別支援金交付要綱の制定について(学務課)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項4を議題といたします。令和2年度新型コロナウイルス対策就学援助対象者にかかる給食費特別支援金交付要綱の制定について を説明いたします。

【学務課長(榎戸)】 それでは、協議資料4をご覧ください。令和2年度新型コロナウイルス対策就学援助対象者にかかる給食費特別支援金交付要綱の制定について、ご説明申し上げます。

まず1の制定の理由でございますが、青梅市就学の援助に関する規則および青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の規定にもとづく就学援助を受ける方に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業期間中の昼食費を支援するため、制定しようとするものでございます。

次に、2の制定の内容でございます。(1)として、対象者でございますが、就学援助規則等の

規定にもとづく令和2年度の受給対象者で、認定期間の全部または一部が学校の臨時休業中の給食の休止にかかる期間に該当する方とします。こちらにつきましては、児童・生徒1人ずつ対象となり、兄弟姉妹がいる世帯につきましては、そのお子さん全員が対象となります。

続きまして、(2)として支援金の支給でございますが、支給にあたりましては、就学援助規則等に準じて支給することとしますが、支給日につきましては規則等は学期ごととなっているため、別に定めることとし、できる限り早期に支給できるようにしてまいります。

(3)支援金の額でございます。額につきましては、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則に規定する学校給食費相当額に、令和2年度における学校の臨時休業期間中の給食の休止にかかる期間を乗じた額といたします。具体的には、今回お支払いしようとしているケースでは、4月、5月についてはそれぞれ月額とし、6月については1食当たりの単価に給食を休止されていた日数を掛けたものといたします。

最後に3の実施期日等でございますが、本日、令和2年7月3日から令和2年度末までとし、今後本年度中に同様な事態が起きた際にも対応できるようにいたします。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 就学援助対象者への交付については大変いいと思います。これに関連して、以前お話が出たのかもしれないけど忘れているかもしれないのでお聞きしたいんですけど、この就学援助対象者以外のご家庭の給食費については、4月、5月の止めてる期間は徴収しないとか、そういうお話は出ていましたか。

【学校給食センター所長（渡部）】 4月、5月については、基本的に学校給食を実施しておりませんので、こちらの方は徴収しないということで、6月以降徴収するということになります。

【教育長（岡田）】 大きくりに何人ぐらいで1人幾らぐらいという数字、手元に資料はありますか。

【学務課長（榎戸）】 まず、1人当たりの支給額で申し上げます。小学校低学年につきましては1万円、中学年は1万650円、高学年は1万1,300円、中学生も1万1,300円でございます。特別支援学級就学奨励費につきましては、就学援助のそれぞれ2分の1になります。

対象人数につきましては、低学年は194人、中学年は197人、高学年が243人、特別支援学級就学奨励費でございますが、低学年は31人、中学年は47人、高学年が33人と見込んでございます。また、中学生につきましては402人で、特別支援学級就学奨励費につきましては63人と見込んでおるところでございます。

【教育長（岡田）】 よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、令和2年度新型コロナウイルス対策就学援助対象者にかかる給食費特別支援金交付要綱の制定について、は承認されました。

【教育長(岡田)】 ここで暫時休憩いたします。

[休 憩]

【教育長(岡田)】 それでは、再開いたします。

5 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について(指導室)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について を説明いたします。

【指導室長(手塚)】 それでは、青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、協議資料5をもとにご説明します。

1の改正の理由です。労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正に伴い、東京都立学校職員服務規程が改正されたことに合わせ、パワーハラスメントに関する規定を追加しようとするものでございます。

2の改正の内容ですが、(1)職員によるパワーハラスメントの禁止について新たに規定する。(第10条2関係)(2)その他所要の規定の整備、という形で、施行の期日は令和2年7月15日からとなります。

1枚おめくりください。その第10条2項について説明します。上段から7行目をご覧ください。第10条の2「職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、当該職員の人格もしくは尊厳を害し、または当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行ってはならない」というものでございます。

3枚目については新旧対照表が載っております。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員(大野)】 こういうものは、ハラスメントを受けたかどうかというのは非常に個人の感覚の問題もありますので、ある面では不当に訴えられることもあるかもしれませんよね。まず、パワーハラスメントを受けたと感じた教職員は、誰にまず申立てをされているのでしょうか。それから、その申立てについて、それが妥当なものであるとか、適正なものであるとか、そういうことを検討する機関とか委員会とか組織はどのようなものがあるんですか。

【指導室長(手塚)】 ハラスメント関係につきましては、昨年度ハラスメントの窓口を指導室内に置きまして、教員は直接指導室長に電話をして構わないというような形になっているところで

ございます。ですから、何かあって、自分の中で校長、副校長に相談できないようなことも、基本的に学校の中にどこに電話をしていいというのが貼られておまして、職員がそれにもとづいて電話をしてくるという形です。私たちの方も、今までそのことについて指導室長と教職員係長の方で協議をして、これがハラスメントに当たるかどうか、内容的には、管理職に確認するというようなことを行っていましたが、そのいわゆる基準というものがありませんでした。ただし、このパワーハラスメントについては今回、10条2項にあるように規定が示されましたので、これに準じて判断をしていきたいというふうに思っているところでございます。

【教育長（岡田）】 最近学校でそういう相談とか具体的なことというのはありましたか。

【指導室長（手塚）】 職員から、こういうような相談としてありました。ただ、難しいなと思ったのは、校長、副校長が指導したこと、これは指導の範囲じゃないかと思っても、職員からするとこれはハラスメントだというものが多々ありまして、あえてこれはハラスメントに当たりませんよというようなこともありました。一方で、やはり校長と副校長の方に対しては、言動がどう受けとめられるかわかりませんので、それについては校長会、副校長会を通して何回か私の方から指導し、そうするとやはり校長、副校長もちよつとしたことでも言動には気をつけて職員に対しては指導してまいります。数件ありました。

【教育長（岡田）】 最近、どこかの県でありましたね、稚内かどこかで。日本中、いろいろなケースがあると思います。そういう形で、今回、青梅市の職員サービス規定にこういう規定をきちっと明示するということです。

よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校等職員サービス規程の一部改正について、は承認されました。

6 青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の制定について （指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項6を議題といたします。青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の制定についてを説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、協議資料6をご覧ください。青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の制定について、でございます。

まず1の制定の理由です。非常勤職員の会計年度任用職員制度への移行に伴い、青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の営利企業等への従事に関する事項について定めるため、本要綱を制定しようとするものでございます。

その内容については要綱にもとづいて説明しますので、1枚おめくりください。青梅市立学校

に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱について、ポイントを絞って説明をしていきます。

まず1の目的です。この要綱は、青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員にかかる営利企業等への従事に関する事項について定めることを目的とする、というものでございます。

2として兼業の定義です。これは3点ございます。まず(1)としまして、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。(2)自ら営利を目的とする私企業を営むこと。(3)報酬を得て、何からの事業または事務に従事すること。

3として兼業の届出です。2点です。(1)職員は、兼業を行おうとするときは、そのおおむね1週間前までに、校長を経由して青梅市教育委員会教育長に兼業の届出を行わなければならない。(2)として、前号の届出については、下記の書類、様式により行わなければいけない。

1枚おめくりください。4の兼業できない場合について説明いたします。5点です。(1)兼業のため時間を割くことによって、職務の遂行に支障を来すおそれがあると認めるとき。(2)兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。(3)兼業しようとする団体等との間に許可、認可、検査、工事の請負、物品の購入等について関係があるとき。

(4)兼業しようとする団体等およびその役員等が、勤務校と密接な関係にあり、学校教育の運営上好ましくないと認めるとき。(5)兼業しようとする団体等の事業または事務に従事することによって、公務員としてその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となると認めるとき、でございます。

続きまして、5の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例です。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定にもとづき、職員は非常勤の消防団員と兼業しようとするときは、前項の規定にかかわらず、教育長が職務の遂行に著しい支障があると認めるときを除き、兼業をすることを妨げられない、というものでございます。

6必要書類の提出、7兼業に関する指導、8報酬の減額、9営利企業以外の団体の役員等の兼職、そして10には職務に専念する義務の免除について書かれております。

こちらの実施の期日ですが、令和2年7月15日から実施し、同年4月1日から適用するものでございます。

私の方からは以上です。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員(稲葉)】 よくわからないんです。具体的にこういう仕事を兼業するというか、一例を挙げていただくとわかりやすいので、お願いします。

【指導室長(手塚)】 極端な話なんですけど、例えば講師の先生が他地域で夜塾の講師をするというのはOKです。こういうことでやるについては必ず兼業届を出してくださいといったものです。例えば兼業できない場合の説明をさせていただきましたけれども、本市の先生が約20時間

の授業があると。それにあって、夜の、例えば極端な話ですけども、6時から12時、1時まで2時までという形だと翌日の授業に支障が出るのではないかということについては、これは認められませんよというように、そこをきちっと区分けしていきましょうというふうな内容になります。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。主に講師の先生ですね。

【指導室長（手塚）】 今講師を事例にしたんですけども、講師の先生だけではなくて、非常勤職員もそうですけれども、そのような形で兼業をするときにはそういう形のことをいいます。また、講師の先生がA校とB校をよく掛け持つことがありますけれども、これも一応基本的には兼業という形になります。

【教育長（岡田）】 地元の保護司とかいましたね。

【指導室長（手塚）】 保護司とかもありますし、あと不動産を持っている場合についても、きちっと兼業届を出していただくことになります。

【教育長（岡田）】 アパート経営とかですか。

【指導室長（手塚）】 そうですね。そういうものもきちっと書類を出してくださいというようなことを規定したものです。

【委員（百合）】 今までこういう規定はなかったんですか。

【指導室長（手塚）】 今までは非常勤教員とか講師というような形で呼ばれていましたけれども、それが会計年度任用職員というふうに制度が変わりましたので、改めてこのような形で設けるとともに、その際に何がよくて何がいけないんだということも整理をしたという形です。

【教育長（岡田）】 よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱の制定について、は承認されました。

7 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について(社会教育課)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項7を議題といたします。青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。協議資料7をご覧ください。

青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱第3項の規定にもとづき、下記の3名に委嘱をいたします。

任期につきましては、令和2年7月6日から令和3年7月9日までで、前任者の辞任に伴い、残任期間を補充しようとするものでございます。

以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について、は承認されました。

8 青梅市文化交流センター地下活動室改修設計・施工事業者選定委員会設置要綱の制定について(社会教育課)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項8を議題といたします。青梅市文化交流センター地下活動室改修設計・施工事業者選定委員会設置要綱の制定について を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、青梅市文化交流センター地下活動室改修設計・施工事業者選定委員会設置要綱の制定について、説明させていただきます。

まず、1の制定理由でございますが、青梅市文化交流センター地下活動室の防音性能を高めるための改修における設計・施工事業者の選定を技術提案によりの確な施工を確保するため、青梅市文化交流センター地下活動室改修設計・施工事業者選定委員会を設置することを目的として、本要綱を制定しようとするものでございます。

2の制定内容でございますが、(1)の所掌事項につきましては、アといたしましてプロポーザル方式による事業者選定の実施方法をまとめた実施要領に関する事。イといたしましては企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関する事、としております。

(2)組織でございますが、委員長といたしましては教育部長、副委員長といたしましては総務部施設担当部長、ウといたしましては社会教育課長、施設課長、文化課長および市民活動推進課長となっております。

(3)以降につきましては、通常の委員会設置要綱と変わりございませんので、説明については省かせていただきます。

説明は以上となります。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。

若干補足をさせていただきますけれども、ご案内のとおり文化交流センター、オープンしているところなんですけど、地下の活動室が特に和太鼓などは大きな音をたてて練習いたしますと、1階の多目的室におると、下からの音漏れ、振動などがどうしてもあるということで、その辺について今回さらに防音性能を高めようということで、専門業者に設計・施工を行っていく上で価格だけではなく技術提案という形でのプロポーザルということで、そのための委員会を設置しようと

いう内容です。

ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【委員（大野）】 ということは、完璧な施設づくりを目指してきたけれども、つくってみたらどうも思わしくなかったと、つまり設計があまりよくなかった、もしくは施工が予定どおりちゃんとできていなかったということですか。

【社会教育課長（和田）】 設計としましては、検査を受けたときには希望どおりの範囲にはなっておったんですけども、太鼓を叩く台数とか、かなり大きい太鼓を使うというところで、思ったよりはかなり大きな音が出てしまうという状況のため、そういう太鼓の練習をする際にはかなり上の多目的ホールにも音がいつてしまつて支障が生じてしまう状況になっているという状況でございます。

【委員（大野）】 つまり、注文した側のこちらのスペックが十分じゃなかったということですか。

【教育長（岡田）】 そこは議会でも議論になっているんですけども、一定の通常のレベルの音であれば、かなり静かな環境を保てるんですが、やはり特に和太鼓等を複数的人数でドンドンドンドンやったときに、たまたま上のフロアで静かな会議等をやっていると耳に届くというところでの音漏れが支障になるということです。想定以上の音が出てきたということで、さらにここで本年度補正予算を組んで防音性能を高めようと。そこに向けた一連の工事の業者選定という段階です。これについては市長等もやはり徹底してと。ちょっと漏水があった関係もあり、今後長く使う施設なので、この際できるだけ性能を上げようということに取り組んでいくところです。

【委員（稲葉）】 漏水は大丈夫なんですか。

【教育部長（浜中）】 先日の週末、前の晩から朝にかけてものすごく降つて、目が覚めたぐらいだったんですが、そこを非常に心配しました。かなりの集中豪雨でしたので。それは翌日、たまぐーセンターの方が確認したところ、特に漏水の事実はなかったのて。漏水の防水工事もしまして、今経過観察をしておる最中でございますので、引き続き見守っていきたいんですけども、この間の集中豪雨というか大雨での被害は一切ございませんでした。

【委員（稲葉）】 センターに関して。コロナウイルスの広がり方を見ると、換気を感じて換気扇が回っているところの列が全部感染したという感じなんですけど、センターの換気については、窓もあるとは思いますが、全館同じような換気で回っているような感じで聞いたんです。各部屋ごとの換気だったらその部屋でおさまるんですけど、全員一緒の換気だと、もし感染が発生したときに怖いなとすごく思ったんです。その辺の対策はどうなんでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 換気は、空調を使ったのがありますが、基本的には窓を少し開けていただいて換気をしていただきます。地下になりますとそういう窓がないので、排煙窓がございますので、そちらを少し開けて換気をして、5分くらい休憩をとっていただいて、換気をしてからもう一回閉めていただくような状況です。空調も通常どおり各部屋にございますので、その換気もできるんですが、それとあわせて窓を開けたりしているような状況でございます。

【委員（稲葉）】 特に地下なんかは窓を開けるといってもそんなにそんなに空気入ってこないと

思うので、できたら例えば扇風機とかそういうものを1台置くとずいぶん回っていくと思うので、そんな工夫もちょっと必要なのかなと思ったりしました。

【教育長（岡田）】 今の意見は確認して、参考にさせていただければと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

【委員（榎本）】 実際、太鼓の演奏以外で何かそういう意見が出たことってないんですか。

【社会教育課長（和田）】 今のところはそういう苦情が出たことはないと思います。

【委員（榎本）】 太鼓が一番大きな問題ということですか。

【社会教育課長（和田）】 はい、今のところは。

【教育部長（浜中）】 ロックバンドのグループですとか、かなり大音量の音を出す場合、外に漏れるというようなことは事実、昨年などもあったように聞いておりますけれども、太鼓の場合、重低音が及ぼす振動ですかね、これがもうかなり問題というか。それを完全に抑え込むということとはなかなか難しいんですが、他の部屋にそういった迷惑が及ばないような方策を今回とると。そのためのプロポーザルで、こういう問題に対してはこういう提案をさせていただきますという業者の意見を聞いて、それを判断材料にして業者を採用すると。そういう方法をとらせていただくということでございます。

【教育長（岡田）】 よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市文化交流センター地下活動室改修設計・施工事業者選定委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

9 青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部改正について(文化課)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項9を議題といたします。青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部改正について を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、協議資料9、青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部改正について、をご覧いただきたいと存じます。

1の改正の理由につきましては、青梅市吉川英治記念館および青梅市美術館において、青梅市在住の全ての児童および生徒の土日・祝日の観覧料を免除するため、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

なお、本件に関しましては、令和2年3月27日開催の令和元年度第14回青梅市教育委員会定例会におきまして、青梅市吉川英治記念館条例施行規則について議案として提出した際、小・中学生の土日・祝日の観覧料免除の対象に関する文言について、青梅市内の公立小・中学校の児童・生徒を対象となっており、市内在住で市外の小・中学校に在籍している児童・生徒は対象と

なっていないとのご指摘をいただいたことから、記載のとおり青梅市美術館条例施行規則とあわせて一部改正を行う形で提出をさせていただきました。

3の改正の内容につきましては、(1) 土日・祝日の観覧にかかる観覧料の免除対象を、学校教育法の規定による小・中学校に在籍する者で、市内に住所を有する者と規定する。(2) その他所要の規定の整備でございます。

最後に、4の施行期日につきましては、(1) 青梅市吉川英治記念館条例施行規則は公布の日、(2) 青梅市美術館条例施行規則は令和2年9月5日としております。

なお、2枚目は規則本文、3枚目は新旧対照表となっております。

説明は以上となります。

よろしくご協議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 検討していただいてありがとうございます。せっかくですが、学校教育法第1条に規定している義務教育の学校は小学校と中学校だけではないんですね。義務教育学校とか中等教育学校とかありますから。この表現だと、そういう人たちがはじかれちゃうんです。ですから、学校教育法第1条に規定する義務教育段階の、小中一貫とか中高一貫とか具体的に入れるかどうか、もしくはもうちょっと大まかに入れて。いずれにしても、そのところをせっかくですからもう一回精査してもらいたいんじゃないかと思います。

【教育長（岡田）】 そこは、学校教育法の規定をしっかりと。中高一貫の中等部に在籍するというのは長たらしくなっちゃうんだけど、きちっと法律に合ったものに直すということでよろしいですか。

【委員（大野）】 はい。

【教育長（岡田）】 そこはきちんと法制と詰めてください。

ほかにはよろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部改正について、は承認されました。

10 青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について(文化課)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項10を議題といたします。青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、協議資料10の青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則要綱をご覧いただきたいと思います。と存じます。

1の制定の理由につきましては、青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定めるため、本規則の制定を行おうとするものでございます。

次に、2の制定の内容につきましては、青梅市吉川英治記念館条例の施行期日は、令和2年9月5日とするものでございます。

最後に3の施行期日につきましては、公布の日としております。

なお、吉川英治記念館条例の制定につきましては、令和2年1月10日開催の令和元年度第10回青梅市教育委員会定例会において説明させていただき、承認をいただいておりますが、その際、施行期日については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において委員会規則で定める日から施行することとしていたものでございます。その後、2月および3月議会を経て、3月27日付けで公布の手続を完了し、6月議会にて青梅市吉川英治記念館の指定管理者の選定について議決をいただきました。さらに、9月7日のオープン前のイベントとしまして、9月5日にプレス内覧会、9月6日にプレオープンを行うため、吉川英治記念館条例施行期日を9月5日とすることとし、本規則をもって本日協議をお願いするものでございます。

なお、2枚目は規則本文となっております。

説明は以上です。

よろしくご協議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

9月7日のオープン前の内覧会が9月5日なので、その日にあわせようという内容です。

よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員会の委嘱について

【教育長（岡田）】 次に、議案審議に移ります。

議案第6号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてを説明いたします。

【学校給食センター所長（渡部）】 それでは、議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづき、下記の者を委嘱するというので、前任の辞任に伴いまして残任期間を補充しようとするものであります。

1枚おめくりいただいて、運営審議会の委員名簿をご覧ください。現任の一番下の2行が、小学校PTA連合会と中学校PTA連合会の方から選出していただいている大越委員と興石委員に対しまして、今回改選が行われたということで、新たに萩原勝委員、鈴木秀紀委員に委嘱しようとするものであります。

戻りまして、任期ですが、令和2年7月4日から令和3年8月31日となります。

説明は以上であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第7号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【教育長（岡田）】 次に、議案第7号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、議案第7号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。議案第7号をご覧ください。

本議案は、青梅市図書館条例第20条の規定にもとづきまして、知識経験者として青梅市小学校PTA連合会から選出されておりました委員の退任に伴い、議案のとおり波田野英嗣氏を青梅市図書館運営協議会委員に委嘱しようとするものでございます。

左側に記載の安藤委員にかわり、右側に記載の波田野委員を新たに委嘱しようとするものであります。

波田野委員の任期につきましては、令和2年4月4日から前任者の残任期間の令和3年9月30日まででございます。

以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第7号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

【議案の追加】

【教育長(岡田)】 次に、先ほど協議事項1、協議事項2、協議事項5、協議事項9および協議事項10が承認されたことに伴い、議案が5件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に議案第8号 会計年度任用職員関係教育委員会規程の一部改正について、議案第9号 青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について、議案第10号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、議案第11号 青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部を改正する規則について、および議案第12号 青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について、を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認め、本日の日程に議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号および議案第12号を追加いたします。

【追加議案の配付】

【教育長(岡田)】 議案書を配付いたします。

[議案書(2)配付]

議案第8号 会計年度任用職員関係教育委員会規程の一部改正について(追加)

【教育長(岡田)】 それでは、引き続き議案審議を行います。

議案第8号を議題といたします。会計年度任用職員関係教育委員会規程の一部改正についてを説明いたします。

【教育総務課長(布田)】 それでは、議案第8号 会計年度任用職員関係教育委員会規程の一部改正について、ご説明いたします。

こちらの内容につきましては、先ほど協議事項でご説明を申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第8号 会計年度任用職員関係教育委員会規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第9号 青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について(追加)

【教育長(岡田)】 次に、議案第9号を議題といたします。青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について を説明いたします。

【教育総務課長(布田)】 それでは、議案第9号 青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

こちらの内容につきましては、先ほど協議事項でご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第9号 青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第10号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について(追加)

【教育長(岡田)】 次に、議案第10号を議題といたします。青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について を説明いたします。

【指導室長(手塚)】 それでは、議案第10号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、でございます。

こちらの方は、先ほど協議事項で説明させていただいたとおりです。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第10号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第11号 青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部を改正する規則について(追加)

【教育長(岡田)】 次に、議案第11号を議題といたします。青梅市吉川英治記念館条例施行規

則等の一部を改正する規則について を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、議案第11号 青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部改正について、でございます。

1枚おめくりいただきまして、本議案につきましては、先ほど協議事項9でご説明させていただいた内容のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第11号 青梅市吉川英治記念館条例施行規則等の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第12号 青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について(追加)

【教育長（岡田）】 次に、議案第12号を議題といたします。青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、議案第12号 青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について、でございます。

1枚おめくりいただきまして、本議案につきましては、先ほど協議事項10でご説明させていただいた内容のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第12号 青梅市吉川英治記念館条例の施行期日を定める規則について、は原案どおり可決されました。

【教育長（岡田）】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かございますか。

【委員（稲葉）】 ネット関係なんですけど、校長先生から父兄に対して、私は携帯なんかには防

災おうめのところで3校ぐらいが入ってくる程度なんですけれども、簡単な短い文章で、「ホームページにあげましたのでご覧ください」というのが入ってきます。その学校に通わせている保護者の方から、校長先生から毎日のようにそういう配信があるので、とっても安心だということを知っています。できましたら、校長先生のお仕事が増えるかもしれませんが、ホームページ更新しましたとか、今こういう状況であるとかいうのを、1週間に1回ではなくて、この季節、親はとっても心配していますので、気がついたところでどんどん発信していただければいいと思います。あまり情報が入っていないところでは、情報の入ってくる学校の保護者の情報を聞いて安心したりしています。この間も成木の方でサルが出てきたというときにも、安心して親は見守れるかなと思うのと、ほかの保護者の方も知ることで、ちょっと注意しないといけないなということもあります。そこは校長先生が学校のところで話し合っていていただいて、どんどん情報は流していただければいいかなと思います。親の方が情報は速いので。その辺のところは、学校の格差はあっていいとは思いますが、そのところでどんどん遠慮なく発信していただければいいかなと思っています。よろしくお願いします。

【指導室長（手塚）】 今こういう状況下ですから、さまざまな点で対応して、各学校の方から情報発信をするということを日々お願いをしているところでございます。ただ、実際学校としてはそこまで順応し切れてないところがあるのも現状かなというふうに思っております。例えば、学校の消毒なんかもそうだと思うんですけれども、消毒はしなければならない、学校の授業についてのやり方を変えていかなければならない、先が見えない中で非常に不安であるということも多々あります。それを発信するということは非常に重要だと思いますので、今のご意見を校長会の方でも伝えてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

【委員（榎本）】 この前たしか保護者向けにWi-Fi環境のアンケートをとったと思うんですけど、その結果というのは出ているんでしょうか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 細かい数値については正確なものが出ておりませんので、大まかに本市の保護者に対してアンケートをとりましたというところです。例えばご家庭に学習で使える端末がある・ないという問いに対して、ほぼ半分のご家庭がないというお答えですとか、そのような大まかな割合というのは出てきております。

今回、お配りしている資料にも関係するんですけれども、東京都の方から1,850台という端末が貸与されるということがありまして、各学年で大まかなアンケートから大体どのくらいの割合のお子さんがそういったものを必要としているかという数値的なものはございますけれども、特にその結果について何かご報告できるような段階では、今ございません。

【教育長（岡田）】 この後、4時から小学校の校長先生方との懇談会があるんですが、引き続きかいつまんで5分ほどで説明していただけますか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 簡単に、机上にお配りしておりますパワーポイントの資料について、こちらの紙で説明をさせていただきます。

これは、先日6月29日に小学校、中学校それぞれ情報教育の担当者呼びまして、タブレッ

ト貸与についてでありますとか、そのほか「G o o g l e C l a s s r o o m」等を使ったオンラインの学習について説明をした資料でございます。

1枚目の下ですが、新型コロナウイルス感染症により3月から5月が臨時休業であったこと、しかし学校はホームページに課題を掲載したり、学校メールで連絡をしておりました。またプリントを配布したり、郵送、電話・ファックス等でも対応しておりました。

めくっていただきまして、我々今後、新型コロナウイルス感染症第2波がきたときにどのように対応するかというところで、この対応を考えていかなくてはいけないというところであります。

その下の欄につきましては、やはり第2波に備えて準備するといっても家庭の状況はさまざまであり、子どもが学習用に使用できる端末がある家庭はそれらが活用できる、持っていない家庭、Wi-Fi環境がない家庭、またWi-Fiの端末はあるが兄弟分はないといった、そういうさまざまな背景がございます。すべての家庭に端末が行き渡らないこともあるため、もし第2波がきた場合も、休校期間に行っていたようなプリント配布や電話での連絡等はあわせて使っていく必要があります、というような説明をさせていただいております。

そして3ページ目の上段です。タブレットの端末は1,850台今もうすでにきております。先ほど見ていただきましたけれども、ダイナブックとサーフェイスがきております。

タブレット端末の貸出しの優先順位でございますが、中学校3年生、そして小学校6年生というところで、その後は上級学年からというふうに考えております。

貸出しの期間でございますが、東京都に3月に返すということもございますので、一応2月19日までという期間で貸出しをするということでもあります。

なお、Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターの貸出しについて何らかの対応を検討していくというところで、今まだ検討段階であります。ですので、今回の1,850台については端末のみというところで、保護者の方々にも周知をしているところです。

続いて5ページ目です。タブレット端末の貸出しの申請、そして受け渡しについては、次のとおりの流れで今考えております。

また、その下の目的でございますが、家庭学習の充実であるとか、いわゆるオンライン学習、こちらにつきましてもなかなか今の学校の施設設備の面では、学校で1人先生がパソコンを開いて、あと40人がそれぞれの家庭でというのは実際に難しい状況がございますので、まずはその使い方としましては、次の6ページにあるんですけれども、よくあるオンラインのイメージではなく、一つ一つ個別につながっていったり、小集団でつながる、あるいはこれまで取り組んでいた学校ホームページに課題を提示する、またはメール等を配信するといったようなことも使いながら進めていくというような段階でございます。

そして、その下の欄、ステップ1からステップ3-②までありますけれども、今回我々はグーグルのアカウントを、児童・生徒全員と教職員全員に一人一人渡す予定で今準備をしております。

ですので、次の7ページの下欄、ご家庭の方で「G o o g l e C l a s s r o o m」というのを教職員の方が立ち上げて、何かしらそこで掲示板を使ってですとか、アンケートを使って

ですとか、そういったようなことを第2波がくる前に準備するというので、今これから配布をしていくというようなところでございます。

簡単ですけども、説明は以上です。

【教育長（岡田）】 走りながら、並行でどんどん進めるということで、今やっていますよということでご理解いただきまして、また何かお知恵がありましたら、ぜひ事務局の担当の方までお寄せいただければと思います。

その他ございますか。

よろしいですか。

【教育長（岡田）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、資料にもとづきまして、今後の日程を説明いたします。

7月3日（金）本日午後4時から開きます教育委員と小学校長との懇談会が、この部屋にて行われます。

続きまして、7月17日（金）中学校教科書選定情報交換会が午前9時から開催されます。

7月22日（水）東京都市教育長会研修会が午後2時30分から東京自治会館で開催されます。

8月5日（水）第1回教育委員会協議会が午前9時から2階の会議室にて開催されます。

8月5日（水）第5回教育委員会定例会が午後1時30分から2階の会議室で開催する予定でございます。

説明は以上です。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了しましたので閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時53分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員